

農林水産省指令 19水管第 480号

住所

会社名

代表者名

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に
基づく報告の徴収について

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成8年法律第101号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、下記のとおり報告を求めることとしたので、別紙様式に必要事項を記入の上、農林水産大臣あてに提出されたい。

なお、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づく報告の徴収について」（平成16年12月1日付農林水産省指令16水管第2554号）は、平成19年7月2日付で廃止するので、御了知ありたい。

平成19年6月22日

農林水産大臣 赤 城 徳 彦

記

1. 趣旨

まぐろ類については、多くの国際機関において資源の保存管理のための措置が講じられているが、近年、これらの機関に加盟していない国等に船籍を置くことによって当該措置による規制を逃れて無秩序な操業を行う漁船の活動が国際的に懸念されている。

近年、これらの国際機関においては、このような漁船の活動に関する情報の収集を図ろうとする動きが活発になっており、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては、平成10年11月、非加盟国漁船に対する対策を

講じるためのデータを収集するため、加盟国等に対し、まぐろ類の輸入等に関する情報を同委員会に提供することを求める決議が採択されている。また、平成11年2月に開催された国連食糧農業機関（FAO）の水産委員会においては、地域漁業管理機関等の保存管理措置を遵守していない漁船の活動に関する情報交換を促進すべきことを盛り込んだ国際行動計画が採択されている。さらに、ICCATを始めとする複数の国際機関において、各国の正規許可船及び正規蓄養場のリストを作成し、当該リストに掲載された漁船及び蓄養場の漁獲物のみ国際取引を認める正規許可船及び正規蓄養場リスト（ポジティブリスト）対策が決議されてきている。

ICCATにおいては、昨年、従来の正規許可船及び正規蓄養場リスト対策に加え、違法操業船による漁獲物が正規許可船の名義で転載されていることを強く懸念して、大西洋海域の洋上及び港湾において行われる転載を管理する勧告が採択されたところである。

我が国は、まぐろ類の世界有数の漁業国・輸入国としての立場から、このような漁船の無秩序な操業によりまぐろ類の国際的な保存管理措置の効果が損なわれることのないよう、かかる国際機関の要請に積極的に応えるべく、法第10条に基づく報告の徴収を実施することとする。

2. 報告の内容等

冷凍したくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ、きはだまぐろその他のまぐろ（びんながまぐろを除く。）及びめかじきその他のかじき（以下「冷凍まぐろ類」という。）を我が国に輸入する場合又は我が国に運送する場合は、当該冷凍まぐろ類に関する情報について以下のとおり農林水産大臣あてに報告することとする。

(1) 冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合には、輸入しようとする日の10日前までに、次の各号に掲げる事項について別紙様式1により農林水産大臣あてに報告することとする。この場合においては、漁船の現船籍及び前船籍の船舶国籍証書、船荷証券、インボイス及び統計証明書の写しを添付するものとする。なお、上記書類の他、必要に応じて書類を提出するものとする。

(ア) 漁獲した漁船

(イ) 運送

(ウ) 輸入予定年月日

(エ) 輸入後の販売先

(オ) 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報

(2) 冷凍まぐろ類を輸入した場合には、輸入した日から10日以内に、次の各号に掲げる事項について別紙様式2により農林水産大臣あてに報告することとする。なお、船舶により運送して輸入した場合には、当該輸入にかかる別紙様式1の報告書の写し及び港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）に基づき国土交通大臣の免許を受けた検定機関が発行した検量証明書を当該検定機関を通じて提出することにより、この報告を行うこととする。

(ア) 漁獲した漁船

(イ) 輸入年月日

(ウ) 様式1による報告年月日

(エ) 輸入後の販売先

(オ) 輸入した冷凍まぐろ類の魚種別情報

(3) 冷凍まぐろ類を船舶により運送した場合には、当該船舶が我が国の港湾に入港した日から10日以内に、次の各号に掲げる事項について別紙様式3により農林水産大臣あてに報告することとする。この場合においては、船荷証券、ハッチプラン及び漁船ごとの貨物受取書の写しを添付するものとする。

(ア) 運送した船舶の名称

(イ) 入港地

(ウ) 入港年月日

(エ) 運送した冷凍まぐろ類の積荷別情報

3. 報告徴収の実施期間

2. の報告は、

(1) 輸入しようとする場合の報告については、輸入しようとする日が平成19年7月2日（以下「実施日」という。）以降のもの、

(2) 輸入した場合の報告については、輸入日が実施日以降のもの、

(3) 運送した場合の報告については、船舶が入港した日が実施日以降のもの、
について行うものとする。

4. 報告の提出先

報告書は水産庁資源管理部遠洋課海洋漁業資源管理班に提出するものとする。